

実績評価書

(厚生労働省1(Ⅶ-1-2))

<p>施策目標名</p>	<p>地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標Ⅶ-1-2) 基本目標Ⅶ:安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1:利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>少子化の状況やその原因となる子育て環境は、都市と地方など「地域」により異なることから、児童福祉法、子ども・子育て支援法等に基づき、全ての子ども・子育て家庭の状況に応じた支援を行うために、各地域の実情に応じて、必要な事業を実施している。 具体的には、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により策定する市町村行動計画に基づき実施される次世代育成支援対策の着実な推進を図るとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)の推進を図っているところである。地域子ども・子育て支援事業の概要は以下のとおり。</p> <p>①乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業。</p> <p>②養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。</p> <p>③利用者支援事業 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。</p> <p>④地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。</p> <p>⑤一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p> <p>⑥子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 乳幼児や小学生等の保護者を会員として、預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。</p> <p>⑦放課後児童クラブ 保護者が働いているなどにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場において、その健全な育成を図る事業。</p> <p>⑧子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。 1)ショートステイ事業 保護者が疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。 2)トワイライトステイ事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>核家族化や地域でのつながりの希薄化などにより、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ることが必要である。</p>	<p>2</p>	<p>子どもが減少していく地域が存在する一方で、大都市部では潜在的ニーズにまで応え得る待機児童対策が課題となっている。このような背景から、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる必要がある。</p>		
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を推進する。</p>			<p>乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等から養育支援が特に必要な家庭に対して専門的支援を行う取組といった地域における切れ目のない子育て支援体制の構築は、子育てに対する不安を和らげ、子育ての孤立を防ぐために有効であるため。</p>		
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>地域の実情に応じて、全ての家庭を対象とした多様な子育て支援を充実させる。</p>			<p>核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化する中で、地域によって必要とする子育て支援も様々である。地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる必要があるため。</p>		
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成28年度</p>	<p>平成29年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,703,619</p>	<p>3,815,488</p>	<p>3,308,459</p>	<p>4,365,539</p>	<p>4,359,112</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>-</p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,703,619</p>	<p>2,703,619</p>	<p>3,815,488</p>	<p>3,308,459</p>	<p>4,365,539</p>	<p>4,365,539</p>
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>1,346,988</p>	<p>1,346,988</p>	<p>1,917,923</p>	<p>2,599,112</p>	<p>2,705,692</p>	<p>2,705,692</p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>49.8%</p>	<p>49.8%</p>	<p>50.3%</p>	<p>78.6%</p>	<p>62.0%</p>	<p>62.0%</p>
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>①「少子化社会対策大綱」 ②ニッポン一億総活躍プラン ③経済財政運営と改革の基本方針2019</p>		<p>年月日</p> <p>①平成27年3月20日 ②平成28年6月2日 ③令和元年6月21日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p> <p>①「地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実」 「妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築」 ②多様な保育サービスの充実 ③第2章2(1)⑦少子化対策、子ども・子育て支援</p>	

達成目標1について

乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を推進する。

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
測定指標	指標1 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合 (アウトカム)	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。							主要な指標	達成	
		基準値	実績値					目標値			
		平成21年7月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度			
		84.1%	99.4%	99.5%	99.6%	99.9%	集計中 (R2年11月頃)	100%			○
	年度ごとの目標値						100%				
	指標2 養育支援訪問事業の実施市町村割合 (アウトカム)	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。							主要な指標	達成	
		基準値	実績値					目標値			
		平成21年7月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度			
		55.4%	83.1%	84.4%	84.8%	86.6%	集計中 (R2年11月頃)	100%			○
	年度ごとの目標値						100%				

達成目標2について

地域の実情に応じて、全ての家庭を対象とした多様な子育て支援を充実させる。

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
測定指標	指標3 利用者支援事業(基本型・特 定型)の実施箇所数 (アウトカム)	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。							主要な指標	達成	
		基準値	実績値					目標値			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度			
		323か所	635か所	812か所	982か所	1,095か所	1,194か所	1,800か所			○
	年度ごとの目標値						1,800か所				
	指標4 地域子育て支援拠点事業の 実施箇所数 (アウトカム)	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。							主要な指標	達成	
		基準値	実績値					目標値			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度			
		6,538か所	6,818か所	7,063か所	7,259か所	7,431か所	7,578か所	8,000か所			○
	年度ごとの目標値						8,000か所				
指標5 一時預かり事業の利用児童 数 (アウトカム)	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。							主要な指標	達成		
	基準値	実績値					目標値				
	平成20年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度				
	延べ 348万人	延べ518万 人	延べ494万 人	延べ495万 人	延べ479万 人	集計中 (R2年度 中)	延べ 1,134万人			○	(×)
年度ごとの目標値						延べ 826万人	延べ 980万人	1,134万人			
指標6 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セン ター事業)の実施箇所数 (アウトカム)	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。							主要な指標	達成		
	基準値	実績値					目標値				
	平成20年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度				
	570か所	809か所	833か所	863か所	890か所	931か所	950か所			○	△
年度ごとの目標値						881か所	915か所	950か所			

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標7 放課後児童クラブの登録児童数 (アウトカム)	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。 なお、「新しい経済政策パッケージ」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく令和元年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、平成30年度末までに前倒しすることとした。 また、平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、令和元年度から令和3年度までに約25万人の新たな受け皿を確保し、その後令和5年度までに合わせて約30万人の受け皿を確保する数値目標を掲げているため、同プランの数値目標を目標値として再設定した。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	平成30年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度末	○	(○)	
	1,234,366	102万人	109万人	117万人	123万人	130万人	147万人			
年度ごとの目標値	-		110万人	122万人	-					
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標8 ショートステイ事業の実施施設利用者数 (アウトカム)	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	平成27年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	○	(×)	
	延べ7.8万人	延べ7.8万人	延べ8.0万人	延べ9.0万人	延べ9.6万人	集計中(R2年度中)	延べ16万人			
年度ごとの目標値	-		-	-	-	延べ16万人				
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標9 トワイライトステイ事業の実施施設利用者数 (アウトカム)	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づき定めた「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、平成27年度から令和元年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の数値目標を目標値として設定した。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	平成27年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	○	(×)	
	延べ5.8万人	延べ5.8万人	延べ5.3万人	延べ5.5万人	延べ5.0万人	集計中(R2年度中)	延べ14万人			
年度ごとの目標値	-		-	-	-	延べ14万人				

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ⑤【目標に向かっていない】</p> <p>(判定結果) C【達成に向けて進展がない】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1:乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を推進する】</p> <p>○ 指標1については、平成30年度及び令和元年度の実績値は集計中であるが、直近の実績値が判明している平成29年度では、99.6%の市町村で乳児家庭全戸訪問事業が実施されており、平成27年度及び平成28年度についてもほぼ当程度の水準であることから、目標を達成しているとみなせると判断した。</p> <p>○ 指標2については、平成30年度及び令和元年度の実績値は集計中であるが、直近の実績値が判明している平成29年度では、84.8%の市町村で養育支援訪問事業が実施されており、平成27年度及び平成28年度についてもほぼ当程度の水準であることから、目標を概ね達成しているとみなせると判断した。</p> <p>【達成目標2:地域の実情に応じて、全ての家庭を対象とした多様な子育て支援を充実させる】</p> <p>○ 指標3については、令和元年度実績から判断して目標未達、指標5、8及び9については、令和元年度実績値は集計中であるものの、平成30年度までの実績値の推移等から判断し、目標未達とした。</p> <p>○ 指標4及び6については、令和元年度実績値から目標値を概ね達成していると判断した。</p> <p>○ 指標7については、平成27年度から令和元年度まで順調に登録児童数が増加しており、令和元年度は目標値を設定していないものの、平成29年度及び平成30年度は目標値を達成していることから、目標を達成しているとみなせると判断した。</p> <p>【総合判定】</p> <p>○ 以上より、主要な指標の一部において目標未達となったことから、各行政機関共通区分に照らし、目標達成度合いの測定結果は⑤となり、総合判定はCとなった。</p>
<p>評価結果と今後の方向性</p>	<p>総合判定</p>	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1:乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を推進する】</p> <p>○ 指標1は目標達成、指標2も目標を概ね達成していることから、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対する養育支援訪問等の適切なサービスの提供など、切れ目のない支援体制の推進のための取組は有効に機能していると評価できる。</p> <p>【達成目標2:地域の実情に応じて、全ての家庭を対象とした多様な子育て支援を充実させる】</p> <p>○ 指標7は目標達成見込みであること、各指標とも各年度の実績値が前年度を上回る傾向にあるため、地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実という目標達成のため、一定程度有効に機能していると判断するが、目標達成には十分とは言えない状況である。</p> <p>○ 目標未達成となった指標のうち、その要因としてはそれぞれ以下のようなものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標3については、市町村によっては、人員・場所等の確保が予定よりも進まなかったこと等 ・ 指標5については、潜在的ニーズが結果として利用に結びつかなかったこと ・ 指標8、9については、当該事業は保護者が疾病等により子どもの養育が一時的に困難となった場合に活用されるものであるため、実施主体である市町村において、事業の対象となる家庭がなかったこと、潜在的ニーズを事業の利用に繋げられなかったこと等 <p>○ そのため、引き続き事業の周知やニーズに応じた取組を促進することで利用者の増加を図り、目標達成に取り組む。</p> <p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体である市町村の実績等を踏まえ、必要な経費に限定して予算要求していること、 ・ 交付要綱においても、交付金の対象経費を事業に必要な経費に限定していること、 ・ 既存施設を活用して事業を実施していること、 <p>などから、国は、事業主体である市町村に対し、効率的な事業実施を指導してきたと評価できる。</p> <p>(現状分析)</p> <p>○ 多くの指標で目標値を達成してはいないものの、指標9を除き、毎年度の実績値は増加傾向にある(指標1及び指標7は目標値を達成見込)。</p> <p>○ 地域や社会における子育て支援策を一層充実することは政府全体の課題であり、新たな少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)においてもその旨盛り込んだところであり、引き続き地域のニーズに応じた施策を推進していく必要がある。</p> <p>○ 子ども・子育て支援法に基づき、市町村は、国が示す基本方針に即して5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、指標3～指標9に係る目標値については、事前に市町村において実施したニーズ調査に基づき設定しているが、達成が見込まれないものが見られる。</p> <p>○ 現在、第2期子ども・子育て支援基本計画(令和2年度～令和6年度)に基づき、市町村が把握した「量の見込み」の結果等を踏まえ、新たに指標を設定することとしており、地域の実情等を十分に踏まえた多様な子育て支援の充実のため、一層的確な取組が必要である。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>令和2年5月29日閣議決定の「少子化社会対策大綱」において第2期市町村子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)における「量の見込み」の結果等を踏まえ、令和2年秋に開催予定の子ども・子育て会議以降に新たに目標を設定することとしており、同大綱を踏まえ、令和2年度以降測定指標を見直すこととし、引き続きその目標達成に向けて、地域の実情に応じた子育て支援策の更なる推進を図っていく。</p> <p>また、現行の指標について、以下の検討・見直しを行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1及び指標2については、新たな指標の設定を検討する。 ・ 指標7に加えて、放課後児童クラブの待機児童数に関する指標を設定することとし、質の評価に関する指標については、今後検討する。
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第9回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキング(令和2年9月18日開催)で議論いただいたところ、以下の5点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p> <p>(達成目標1について) ①指標1及び指標2について、単に当該サービスを実施している市町村割合だけでなく、どのような支援が必要とされ、ニーズに対してどのような支援を実施できたのか(ニーズの充足状況)を示す指標を設定すべき。 ⇒ 指摘を踏まえ、新たな指標の設定を検討することとする。</p> <p>(達成目標2について) ②指標5について、目標値に未達となった要因として、「目標値に潜在的ニーズを含めてしまっていたこと」と記載しているが、「量の見込み」の算出の際には、潜在的ニーズを含めるよう記載されていることに矛盾するため、未達要因とはならないのではないかと。 ⇒ 指標5が目標値に未達となった要因について再検討を行い、記載を修正した。</p> <p>③指標8及び指標9について、目標値に未達となった要因として、「実施主体である市町村において、事業の対象となる家庭がなかった」と記載しているが、事前に必要量を見込んだ上で目標値を設定しているのではないかと。本来はニーズがあるが、それを掘り起こせていないのか、そもそもニーズ自体がないのか。ニーズには地域差等もあると思われるので、実績を踏まえニーズの捉え直しが必要ではないかと。また、突発的に生じるニーズや本人も気がついていないが潜在的には存在するニーズを事業の利用につなげる工夫が必要である。 ⇒ 市町村の見込みは、令和元年度末延べ30万人から令和6年度末延べ20万人に減少していることから、目標設定時と比較し、対象世帯が減少していることが考えられる中、ご指摘のとおり潜在的ニーズを事業の利用に繋げる工夫は必要と考える。市町村におけるSNSによる情報発信や家庭訪問など、アウトリーチ型の好事例を収集し、横展開を図る等工夫してまいりたい。</p> <p>④指標7について、放課後児童クラブの登録児童数は目標値を上回っているとのことだが、待機児童は解消されていないため、待機児童数を指標として追加すべき。また、放課後児童クラブの質を評価する指標についても設定すべき。 ⇒ 指摘を踏まえて、放課後児童クラブの待機児童数に関する指標を設定することとする。放課後児童クラブの質の評価に関する指標については、どのような指標が適切かを含めて、今後検討することとする。</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、各種の訪問事業が困難になっているが、一方でこのような状況だからこそ支援の必要性が高まっている現状がありため、どういった点を工夫しているかについて今後示してほしい。 ⇒ 令和2年度事前分析表において、本施策目標に関連する新型コロナウイルス感染症対策について記載することとする。</p>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<p>「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の概要」 URL: https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/01.htm 「養育支援訪問事業の概要」 URL: https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate09/ 「乳児家庭全戸訪問事業の実施状況調査(H29年4月1日現在)」 URL: https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000349534.pdf 「養育支援訪問事業の実施状況調査(H29年4月1日現在)」 URL: https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000349535.pdf ・新・放課後子ども総合プラン(厚生労働省ホームページ) URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html ・地域子ども・子育て支援事業(内閣府ホームページ) URL: https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsume9.pdf</p>
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>子ども家庭局総務課少子化総合対策室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>子ども家庭局総務課少子化総合対策室長 高鹿秀明</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	--------------------------	---------------	--------------------------------	-----------------	---------------